

2010年9月1日

投資者の皆様へ

マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

「マニュライフ・カナダ株式ファンド」の
投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「マニュライフ・カナダ株式ファンド」は、以下の通り投資信託約款（約款）の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

なお、この約款の変更は、2010年9月1日時点の受益者の皆様にご案内して、法令及び当ファンドの約款の定めに基づき書面による決議をもって行います。

何卒宜しくご理解賜りますとともに、今後とも引き続きご愛顧のほどお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更の内容と理由

当ファンドは、現在、計算期間を1年とし年1回の決算とする規定になっていますが、計算期間を3ヶ月とする年4回の決算を行うことに変更するものです。

また、これらの変更に伴う信託事務の諸費用等及び信託報酬の支払い時期の変更についても、計算期間の変更に伴い一部記載の内容を改めます。

なお、次項に記載されております、本約款の変更の決議が賛成をもって可決された場合は、約款変更後の最初の決算日は2010年10月15日（予定）となります。

変更の理由は、収益分配金をお支払いする機会を増やすことにより、受益者及び投資者のニーズにお応えするためです。

2. 書面決議の手続きの日程

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ①書面による議決権の行使期間 | 2010年9月1日から2010年9月17日 |
| ②書面による決議の日 | 2010年9月21日(約款変更の可否決定日) |
| ③約款変更の適用日（予定—約款変更が可決した場合） | 2010年10月15日 |

*書面による決議は、議決権を行使できる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されるものとし、その場合予定通り本約款変更を行います。

以上